

京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 情報セキュリティポリシー 京都大学における情報セキュリティの基本方針(平成14年12月17日部局長会議了承)及びこの規程をいう。</p> <p>(5) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき情報担当の理事(以下「担当理事」という。)が定める京都大学情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)その他の規程、基準及び計画をいう。</p> <p>(6) リスク分析 情報セキュリティを侵害された場合の影響の評価をいう。</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>(10) 学生等 学部学生及び大学院学生、外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等(京都大学通則(昭和28年達示第3号)第5章に定めるもの)、研究生、研修員等(京都大学研修規程(昭和24年達示第3号)に定めるもの)その他本学規程に基づき受け入れる研究者等をいう。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(情報セキュリティ監査責任者)</p> <p>第4条の3 本学に情報セキュリティ監査責任者を置き、本学の教職員のうちから、最高情報セキュリティ責任者が指名する。</p> <p>2 情報セキュリティ監査責任者は、最高情報セキュリティ責任者の指示に基づき、<u>第13条</u>に定める監査に関し統括する。</p> <p>(情報セキュリティ監査実施者)</p> <p>第4条の4 本学に情報セキュリティ監査実施者を置き、本学の教職員のうちから、情報セキュリティ監査責任者が指名する。</p> <p>2 情報セキュリティ監査実施者は、情報セキュリティ監査責任者の指示に基づき、<u>第13条</u>に定める監査を実施する。</p> <p>(情報セキュリティアドバイザー)</p> <p>第4条の5 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 情報セキュリティポリシー 京都大学における情報セキュリティの基本方針(平成27年3月25日役員会決定)及びこの規程をいう。</p> <p>(5) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき情報担当の理事(以下「担当理事」という。)が定める京都大学情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)<u>及び京都大学情報格付け基準(以下「格付け基準」という。)</u>その他の規程、基準及び計画をいう。</p> <p>(6) <u>インシデント</u> 情報セキュリティに関し、<u>意図的又は偶発的に生じる、本学の諸規程又は法律に違反する事故若しくは事件</u>をいう。</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>(10) 学生等 学部学生及び大学院学生、外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等(京都大学通則(昭和28年達示第3号)第5章に定めるもの)、研究生、研修員等(京都大学研修規程(昭和24年達示第3号)に定めるもの)その他本学規程に基づき受け入れる研究者等をいう。</p> <p>(11) (同左)</p> <p>(情報セキュリティ監査責任者)</p> <p>第4条の3 (同左)</p> <p>2 情報セキュリティ監査責任者は、最高情報セキュリティ責任者の指示に基づき、<u>第15条</u>に定める監査に関し統括する。</p> <p>(情報セキュリティ監査実施者)</p> <p>第4条の4 (同左)</p> <p>2 情報セキュリティ監査実施者は、情報セキュリティ監査責任者の指示に基づき、<u>第15条</u>に定める監査を実施する。</p> <p>(情報セキュリティアドバイザー)</p> <p>第4条の5 (同左)</p>

改正前	改正後
<p>(部局情報セキュリティ責任者)</p> <p>第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長(事務本部にあつては、<u>総務担当の理事</u>)をもって充てる。</p> <p>2 部局情報セキュリティ責任者は、当該部局の情報セキュリティに関する権限と責任を有する。</p> <p>(部局情報セキュリティ技術責任者)</p> <p>第5条の2 部局に部局情報セキュリティ技術責任者を置き、当該部局の教職員のうちから、部局情報セキュリティ責任者が指名する。</p> <p>2 部局情報セキュリティ技術責任者は、当該部局の情報システムにおける情報セキュリティ対策の実施に関し統括する。</p>	<p>(部局情報セキュリティ責任者)</p> <p>第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長(事務本部にあつては、<u>最高情報セキュリティ責任者が指名する者</u>)をもって充てる。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(部局情報セキュリティ技術責任者等)</p> <p>第5条の2</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 <u>部局に、必要に応じて部局情報セキュリティ副技術責任者を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>部局情報セキュリティ副技術責任者は、当該部局の教職員のうちから、部局情報セキュリティ責任者が指名する。</u></p> <p>5 <u>部局情報セキュリティ副技術責任者は、部局情報セキュリティ技術責任者を補佐する。</u></p>
<p>(部局情報システム技術担当者)</p> <p>第5条の3 (略)</p>	<p>(部局情報セキュリティ技術担当者)</p> <p>第5条の3 (同左)</p> <p>(部局情報セキュリティ連絡責任者)</p> <p>第5条の4 部局に、当該部局におけるインシデントに係る連絡調整に関する業務を総括するため、<u>部局情報セキュリティ連絡責任者を置く。</u></p>
<p>(全学情報セキュリティ委員会等)</p> <p>第6条 本学の情報セキュリティに関し、次の各号に掲げる事項について審議するため、本学に全学情報セキュリティ委員会(以下「全学委員会」という。)を置く。</p> <p>(1)~(4)</p> <p>2 (1)~(4)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 全学委員会の下に、<u>情報セキュリティに関する全学及び部局間の連絡調整を行うため全学情報セキュリティ幹事会(以下「幹事会」という。)</u>を置く。</p> <p>6 幹事会は、次の各号に掲げる者で組織し、<u>最高情報セキュリティ責任者又はその指名する者が座長</u>となる。</p> <p>(1) <u>最高情報セキュリティ責任者</u></p> <p>(2) <u>情報セキュリティ実施責任者</u></p> <p>(3) <u>第8条第5項に定める部局委員会の幹事</u></p>	<p>(全学情報セキュリティ委員会等)</p> <p>第6条</p> <p>(1)~(4)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1)~(4)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>5 全学委員会の下に、<u>情報セキュリティに係る技術的事項に関し、全学及び部局間の連絡調整を行うため全学情報セキュリティ技術連絡会(以下「連絡会」という。)</u>を置く。</p> <p>6 <u>連絡会は、次の各号に掲げる者で組織し、情報セキュリティ実施責任者又はその指名する者が座長</u>となる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>各部局の部局情報セキュリティ技術責任者又は部局情報セキュリティ副技術責任者のうちからそれぞれ当該部局の部局情報セキュリティ責</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(4) <u>その他最高情報セキュリティ責任者が指名する者 若干名</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局情報セキュリティ委員会)</p> <p>第8条 部局に部局情報セキュリティ委員会(以下「部局委員会」という。)を置く。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (略)</p> <p>5 <u>部局委員会に情報セキュリティに関する連絡調整等を行うため幹事を置く。</u></p> <p>6 } (略)</p> <p>7 } (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 情報資産の保護 (情報資産の格付け及び管理)</p> <p>第9条 <u>部局情報セキュリティ責任者は、担当理事が定める情報の格付け及び取扱制限に関する基準に基づき当該部局が管理する情報資産に対してリスク分析を行い、その結果に基づいた適切な格付けと管理を実施しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 セキュリティ侵害 (セキュリティ侵害への対処)</p> <p>第10条 <u>本学に対するセキュリティ侵害への対処に関し必要な事項は、対策基準で定める。</u></p> <p>第5章 <u>ネットワークの監視及び利用情報の取得</u></p> <p>(ネットワークの監視)</p> <p>第11条 } (略)</p> <p>(利用の記録) } (略)</p> <p>第12条 } (略)</p> <p>第6章 <u>監査、点検及び情報セキュリティポリシーの更新等</u></p> <p>(監査)</p>	<p><u>任者が指名する者 各1名</u></p> <p>(3) <u>その他情報セキュリティ実施責任者が指名する者 若干名</u></p> <p>7 (同 左)</p> <p>(部局情報セキュリティ委員会)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>6 } (同 左)</p> <p>(役割の分離)</p> <p>第9条 <u>情報セキュリティ対策の実施において、以下の役割を同じ者が兼ねることができない。</u></p> <p>(1) <u>承認又は許可を受ける者とその承認又は許可を行う者</u></p> <p>(2) <u>監査を受ける者とその監査を行う者</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 情報資産の保護 (情報資産の格付け及び管理)</p> <p>第10条 <u>部局情報セキュリティ責任者は、格付け基準に基づき当該部局が管理する情報資産について、適切な格付けと管理を実施しなければならない。</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第4章 情報システムのセキュリティの維持及び向上 (情報システムのライフサイクル)</p> <p>第11条 <u>本学が所有又は管理する情報システムの設置、運用及び廃棄に関し必要な事項は、対策基準で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 インシデントへの対処 (インシデントへの対処)</p> <p>第12条 <u>インシデントへの対処に関し必要な事項は、対策基準で定める。</u></p> <p>第6章 <u>ネットワークの監視及び利用情報の取得</u></p> <p>(ネットワークの監視)</p> <p>第13条 } (同 左)</p> <p>(利用の記録) } (同 左)</p> <p>第14条 } (同 左)</p> <p>第7章 <u>監査、点検及び情報セキュリティポリシーの更新等</u></p> <p>(監査)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第13条 (点検)</p> <p>第14条 (ポリシー及び実施規程の更新)</p> <p>第15条 全学委員会は、第13条の監査及び前条の点検の結果並びに本学における<u>セキュリティ侵害</u>を勘案し、定期的に情報セキュリティポリシー及び実施規程の更新を審議するものとする。 (その他)</p> <p>第16条 この規程に定めるもののほか、本学の情報セキュリティの維持及び向上に関し必要な事項は、対策基準で定める。</p>	<p>第15条 (点検)</p> <p>第16条 (ポリシー及び実施規程の更新)</p> <p>第17条 全学委員会は、第15条の監査及び前条の点検の結果並びに本学における<u>インシデント</u>を勘案し、定期的に情報セキュリティポリシー及び実施規程の更新を審議するものとする。 (その他)</p> <p>第18条 この規程に定めるもののほか、本学の情報セキュリティに関し必要な事項は、対策基準で定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p>